

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第20報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年7月31日 保医発0731第12号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
- ・令和5年7月31日 保医発0731第14号 検査料の点数の取扱について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
469	右	下から2行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査、<u>HER2遺伝子検査(次世代シーケンシング)</u></p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査(次世代シーケンシング)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシング)、RET融合遺伝子検査</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	字句挿入
546	右	下から17行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p><u>(38) A群β溶血連鎖球菌核酸検出</u> <u>15歳未満のA群β溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分「D012」感染症免疫学的検査「18」のA群β溶連菌迅速試験定性又は区分「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(37) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	字句挿入